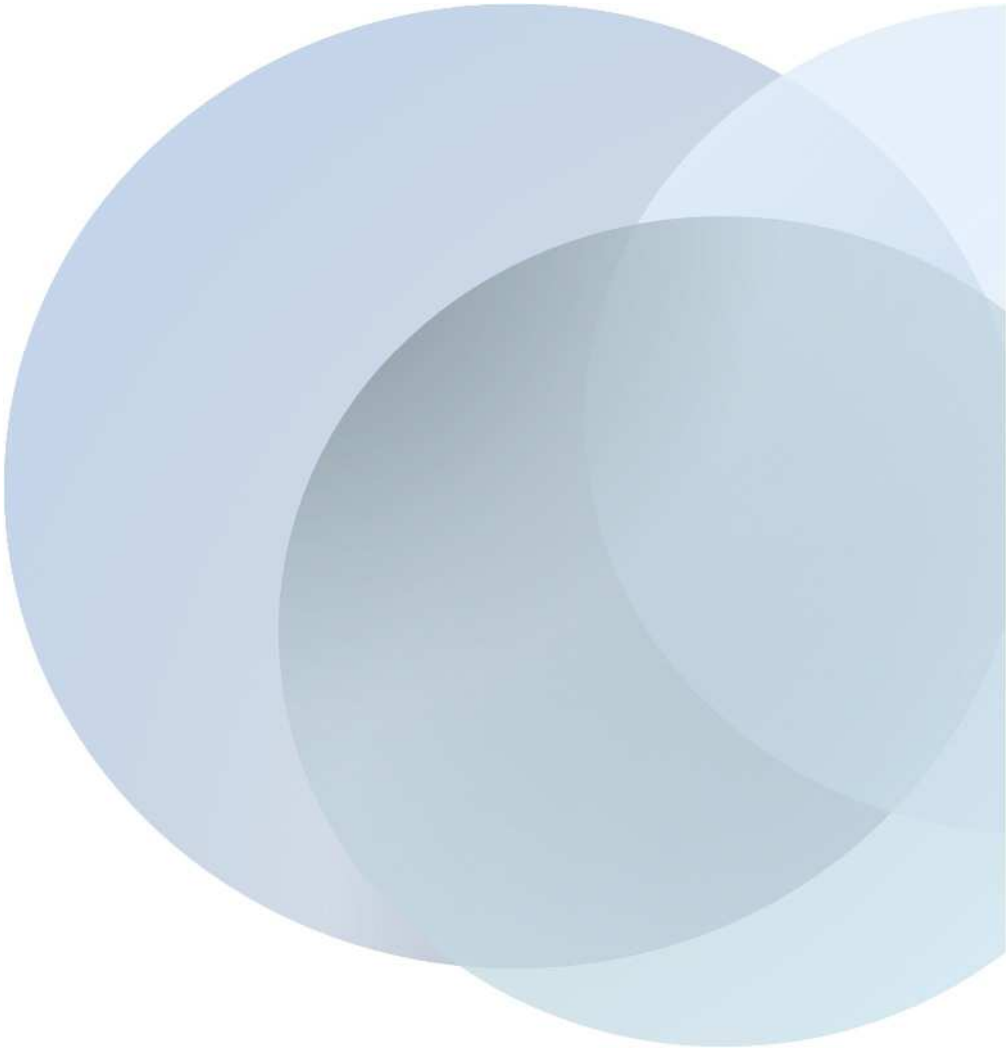
第　２　章

障がい者・障がい児等を取り巻く状況



第２章　障がい者・障がい児等を取り巻く状況

第１節　障がい福祉に関する制度・施策の変遷

第１期荒川区障害者プラン（平成１８（２００６）年３月）以前

項目	内容
昭和56(1981)年～ 平成14(2002)年 障害者福祉の拡充	区では、昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機に、障害者福祉の拡充に努めてきました。昭和57(1982)年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6(1994)年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12(2000)年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障害者施策を計画化し、その実現に取り組んできました。 また、平成12(2000)年以降は、区の実情に合わせ、平成12(2000)年の介護保険制度導入に伴う障害者施策の見直し、平成14(2002)年の　尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣　事業の新設等を行ってきました。
平成15(2003)年 支援費制度の導入	行政がサービス内容を決定する措置制度であった障害者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。また同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下「じょぶ・あらかわ」という。)で就労相談を開始しました。

第２期荒川区障がい者プランの計画期間
（平成１８（２００６）年度～平成２３（２０１１）年度）

項目	内容
平成18(2006)年 4月 障害者自立支援法の施行	障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。 あわせて、支援費制度には財源や支給決定の基準に課題があったことから、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率で負担することになりました。 利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。 さらに、同年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。

項目	内容
平成21(2009)年 4月 福祉作業所の工賃向上の支援	区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けました。そのほかにも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を開始しました。
平成21(2009)年 10月 重症心身障害児者留守番看護師派遣事業	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者(以下「重症心身障がい児者」という。)を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師の自宅への派遣を開始しました。
平成22(2010)年 4月 自殺予防対策事業	自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を開始しました。 また、同年から、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施し、翌平成23(2011)年からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。
平成22(2010)年 4月 就学後の発達障害相談事業(心理士)	荒川区立心身障害者福祉センター(以下「荒川たんぽぽセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行う体制を確保しました。
平成22(2010)年 6月 コミュニケーション支援の拡充	聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充するとともに、視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業を開始しました。
平成22(2010)年 10月 盲ろう者支援	視覚と聴覚の障がいが重複している盲ろう者を支援するため区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。 また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを開始しました。
平成23(2011)年 1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや)を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動を開始しました。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を開始しました。
平成23(2011)年 8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターにおいて、高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じょぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を開始しました。また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーを開始しました。
平成23(2011)年 8月 スポーツ基本法の施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。

第３期荒川区障がい者プランの計画期間
（平成２４（２０１２）年度～平成２９（２０１７）年度）

項目	内容
平成24(2012)年 4月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の2つの法律にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24(2012)年 4月 地域生活支援施設の開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。
平成24(2012)年 4月～ 親なき後支援事業	家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、親なき後支援事業を開始しました。 また、同年8月からは、地域での生活の場となるグループホームの整備を促進する事業を開始しました。
平成24(2012)年 10月 障害者虐待防止法の施行	障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に障害者虐待防止法が施行されました。 区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、速やかに対応できる体制を整備しました。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を開始しました。
平成25(2013)年 4月 障害者総合支援法の施行	地域社会における共生や社会参加の機会確保等について総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とする障害者総合支援法が施行されました。 これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。
平成25(2013)年 4月 障害者優先調達推進法の施行	障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。

項目	内容
平成26(2014)年 3月 福祉避難所の指定	災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。 なお、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう平成21(2009)年3月にあらかわ安心カードを、平成24(2012)年8月に コミュニケーション支援ボードを、平成25(2013)年6月に要援護者(避難行動要支援者)名簿を整備しています。
平成26(2014)年 6月 アルコール健康障害対策基本法の施行	アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。
平成27(2015)年 1月 難病法の施行	難病患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大されました。
平成27(2015)年 12月 個人別ライフプランの相談員の配置	障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を配置しました。
平成28(2016)年 2月 精神障がい者相談支援事業所の開設	年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障がい者相談支援事業所コンパス(以下「コンパス」という。)を開設しました。
平成28(2016)年 4月 障害者差別解消法の施行	障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。あわせて、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制を整備しました。また、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなどの普及啓発事業を開始しました。
平成28(2016)年 4月 荒川区スポーツ推進プランの策定	荒川区スポーツ推進プランを策定し、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など障がい者スポーツの推進を重点プロジェクトに位置付けました。

第４期荒川区障がい者プランの計画期間
（平成３０（２０１８）年度～令和５（２０２３）年度

項目	内容
平成30(2018)年 4月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大（貸与の追加）が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。 また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び区市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。あわせて、障がい者の重度化・高齢化への対応、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。
平成30(2018)年 4月 遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービスの開始	遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末による窓口でのコミュニケーションの支援やテレビ電話機能を使い、通訳コールセンターと通して電話をかけることができる電話代行サービスを開始しました。
平成30(2018)年 6月 障害者文化芸術推進法の施行	障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が施行されました。 区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげてきました。
平成30(2018)年 7月 荒川区手話言語条例の施行	手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30(2012)年7月17日に施行しました。
平成30(2018)年 10月 ギャンブル等依存症対策基本法の施行	ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技パチンコ屋に係る遊技その他の射幸行為）依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的にギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。

項目	内容
平成30(2018)年 12月 グループホーム ひぐらしの開設	平成28(2016)年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継としてグループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を開始しました。
平成30(2018)年 12月 医療費助成の拡大	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。 また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は平成31(2019)年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。
令和元(2019)年 6月 読書バリアフリー法 の施行	障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。
令和元(2019)年 10月 就学前障がい児における発達支援の無償化等	消費税10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されました。そのほか、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。
令和元(2019)年 11月 荒川区自殺対策計画 の策定	平成28(2016)年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。
令和2(2020)年 4月 子ども家庭総合センターの開設	23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。 同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応への取組を開始しました。
令和2(2020)年 5月～ 新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービス等事業所への支援	新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行いました。

項目	内容
令和2(2020)年 7月 児童相談所の設置に伴う業務の移管	児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。
令和2(2020)年 11 月 聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関し、聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的として、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律が施行され、令和3(2021)年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスが開始されました。
令和2(2020)年 12 月 基幹相談支援センターの開設	相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。 一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制のさらなる充実への取組を開始しました。
令和3(2021)年 2月 医療的ケア児等支援協議会の設置	医療的ケア児を中心に特別な支援が必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協働して支援の調整を行う協議の場を設置しました。
令和3(2021)年 9月 医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。
令和4(2022)年 4月～ 医療的ケア児等支援事業の実施	医療的ケア児等からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口となる医療的ケア児等地域コーディネーターの設置や在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対して家事負担軽減を図る医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始しました。
令和4(2022)年 5月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
令和4(2022)年 6月～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格・物価高騰対策	新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に伴い、障害福祉サービス事業所等への補助金・給付金の支給を始め、福祉タクシー券事業、自動車燃料費助成事業などの施策の充実を行いました。

項目	内容
令和4(2022)年 8月 障がい福祉倶楽部の稼働	区内の障害福祉サービス等事業所、関係機関や団体等の関係者が、地域における課題や資源、情報等を共有し、さらに協働が図れるよう障害福祉サービス資源・情報共有システム(以下「障がい福祉倶楽部」という。)を構築し、稼働を開始しました。
令和4(2022)年 9月 東京都医療的ケア児支援センターの開設	医療的ケア児やその家族が医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とし、医療的ケア児支援法に基づき、東京都医療的ケア児支援センターが開設されました。
令和5(2023)年 4月 子ども基本法の施行	こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体・事業主等の責務等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども基本法が施行されました。
令和5(2023)年 4月 荒川たんぽぽセンターの機能強化	18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障害福祉に関するあらゆる相談に応じる相談窓口の開設やペアレントメンター事業の対象者の拡大、地域支援の強化として保育所等訪問支援・障害児計画相談事業を開始しました。
令和5(2023)年 4月 障がい者グループホーム等施設整備事業の拡充	重度障がい者の居住の場の確保を促進するために、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助の充実を図りました。また、併せて重度障がい者の日中活動の場の確保を促進するために、新たに生活介護施設の施設整備費補助を開始しました。

第５期荒川区障がい者プランの計画期間（令和６（２０２４）年度以降）

項目	内容
令和6(2024)年 4月 改正障害者総合支援法の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾患児童等に対する療養生活支援の強化などを盛り込んだ改正障害者総合支援法が施行されました。その中で障害福祉サービス等報酬改定があり、福祉・介護職員等の処遇改善や加算の拡充がされ、さらなる賃上げや業務効率化を後押しする仕組みに再編され、事業者へは就労移行支援体制加算の見直しがされました。
令和6(2024)年 4月 改正障害者雇用促進法の施行	障害特性により長時間の勤務が困難な障がい者の方の雇用機会の拡大を図る観点から、特に短い時間で働く、重度身体障がい者・重度知的障がい者、精神障がい者の算定特例などを実施する改正障害者雇用促進法が施行されました(一部は令和5(2023)年4月施行)。
令和6(2024)年 4月 改正精神保健福祉法の施行	精神障がい者の権利擁護の明確化と地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備する改正精神保健福祉法が施行されました(一部は令和5(2023)年4月施行)。

項目	内容
令和6(2024)年 4月 改正児童福祉法の 施行	児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中心的な役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障がい児支援できるよう児童発達支援の類型の一元化を行うことを盛り込んだ改正児童福祉法が施行されました。その中で放課後等デイサービス・児童発達支援の改正があり、支援の専門性向上や重症心身障がい児などの支援ニーズの高い障がい児への対応、個別支援計画の充実が大きな柱となりました。利用者の状態やニーズに応じた基本報酬の見直しや、ガイドラインの改定が実施されました。
令和6(2024)年 10月 荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センターとしての機能を追加	荒川たんぽぽセンターのこれまでの機能に加えて、児童福祉法に基づき、1日の療育定員を拡充しました。 地域の障害児通所支援の中核的拠点として、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事業所への支援・助言・関係機関との連携体制の強化など、地域全体の療育力の強化を図るとともに子育て支援と障がい児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくりなどの機能強化を行いました。
令和7(2025)年 11月 「荒川区民の歌」手話歌完成掲載等の活動	荒川区聴覚障害者協会が創立45周年を記念して、荒川区民の歌の手話歌を作成し、イベントや動画等を通じて、区民へ周知しています。デフリンピック100周年記念大会開催にあたり全国巡回中のデフリンピックキャラバンカーの表敬訪問に併せ、ミニセレモニーイベントを実施し、そのイベントの様子はケーブルテレビのウィークリーニュース及び日本放送協会(NHK)のニュース番組で放送されました。
令和8(2026)年 4月 高次脳機能障害者支援法の施行	高次脳機能障害者が自立及び社会参加のため、生活支援や相談支援、リハビリテーション、就労支援などを図り、社会参加の機会が確保されることを目的に施行されました。

第２節　統計資料から見る状況

（１）人口の推移

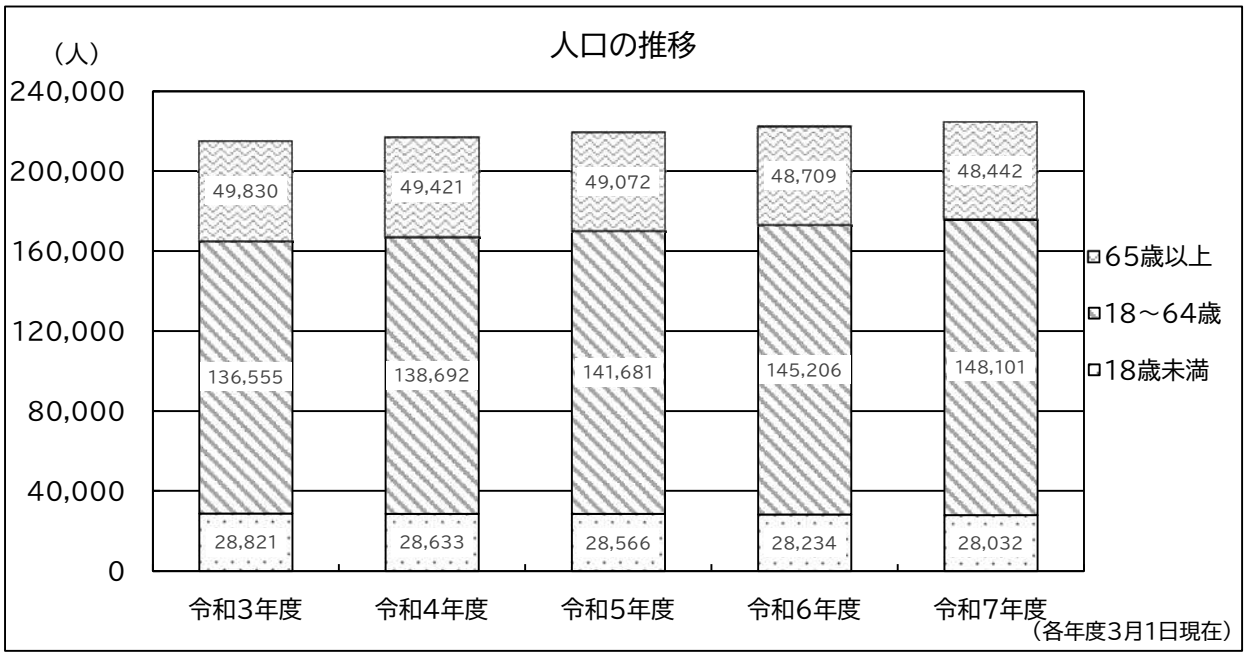
荒川区の人口は、微増傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と65歳以上（高齢者）人口は減少傾向にあり、18～64歳人口は増加傾向にあります。

（単位：人、％）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	人　口	28,821	28,633	28,566	28,234	28,032
	[構成比]	13.4	13.2	13.0	12.7	12.5
18～64歳	人　口	136,555	138,692	141,681	145,206	148,101
	[構成比]	63.5	64.0	64.6	65.4	65.9
65歳以上	人　口	49,830	49,421	49,072	48,709	48,442
	[構成比]	23.2	22.8	22.4	21.9	21.6
総人口		215,206	216,746	219,319	222,149	224,575

※住民基本台帳より作成（各年度3月1日時点）

※構成比については端数処理をしていないため、100%にならない場合があります。（以下この節において同じ。）



（２）手帳所持者

①　手帳所持者数の推移

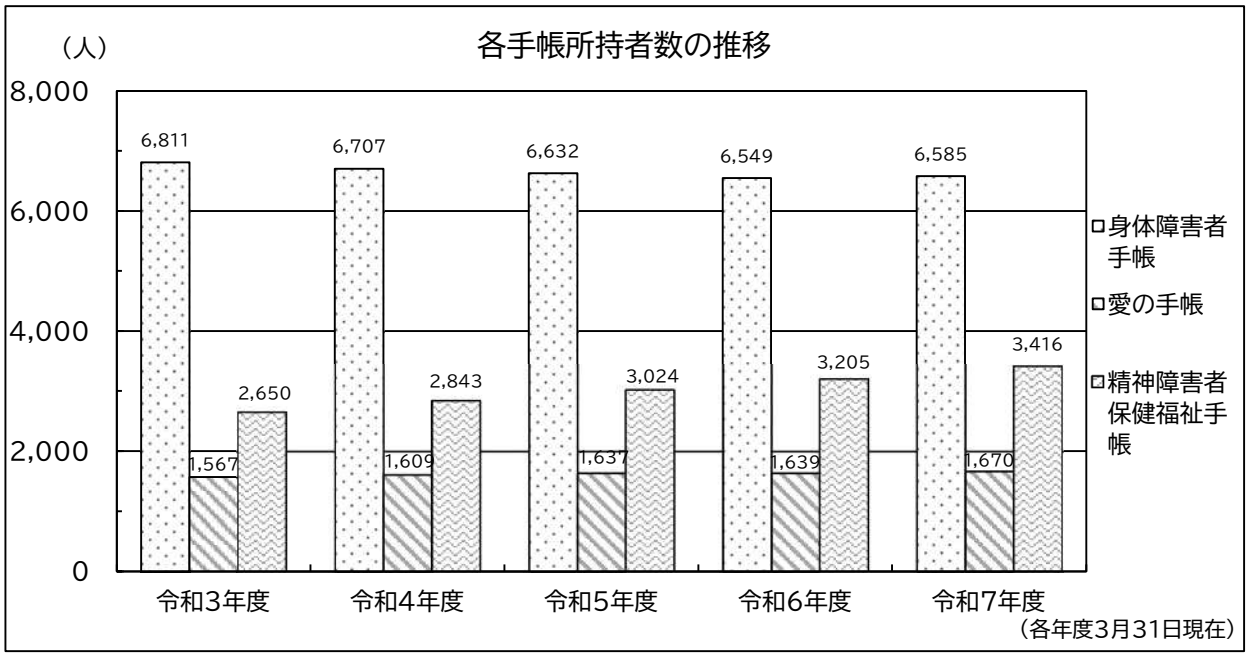
荒川区における障害者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次表のとおりです。令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の4年間で、身体障害者手帳所持者は226人減で減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は103人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は766人増で約1.29倍と増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、発達障がい（ASD や ADHD）の認知が拡大したこと、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患　者数が増加してきたこと、障がい者雇用の枠組み拡大などにおける就労支援を受けるために手帳を取得した人が増加したこと、手帳所持に対する周囲の理解が進んできたことなどが考えられます。

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい者（身体障害者手帳）	6,811	6,707	6,632	6,549	6,585
知的障がい者（愛の手帳）	1,567	1,609	1,637	1,639	1,670
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）	2,650	2,843	3,024	3,205	3,416
合計	11,028	11,159	11,293	11,393	11,671

※重複所持者を含む。荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（各年度3月31日現在）



② 身体障害者手帳所持者

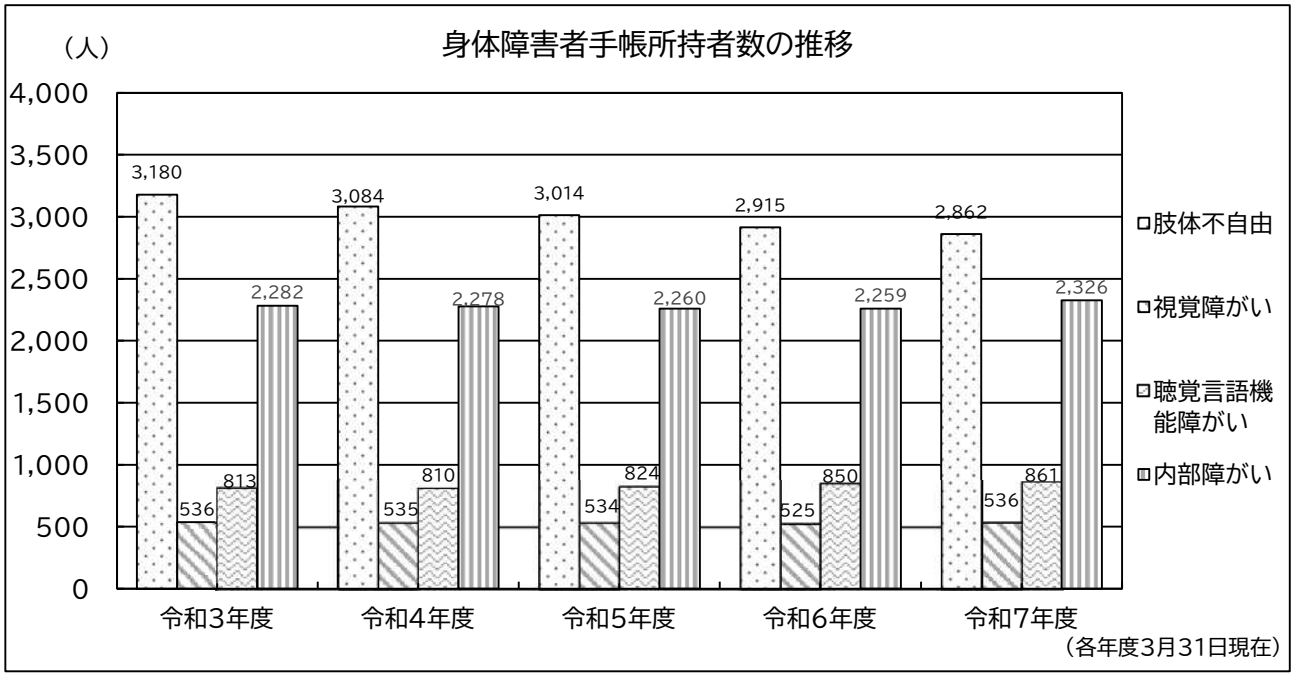
手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,242人で全体の約5割となっています。

身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっていますが、年々減少傾向にあります。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいです。視覚障がい及び内部障がいについては横ばい傾向となっていましたが、内部障がいが令和7（2025）年度にやや増加しました。

区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	539	176	25	1,469	2,209	33.5
	(28)	(4)	(0)	(12)	(44)	(35.2)
2級	620	188	156	69	1,033	15.7
	(18)	(2)	(10)	(3)	(33)	(26.4)
3級	557	43	140	258	998	15.2
	(15)	(1)	(7)	(3)	(26)	(20.8)
4級	696	45	305	530	1,576	23.9
	(7)	(0)	(1)	(2)	(10)	(8.0)
5級	297	62	1		360	5.5
	(6)	(0)	(0)		(6)	(4.8)
6級	153	22	234		409	6.2
	(1)	(0)	(5)		(6)	(4. 8.)
合計	2,862	536	861	2,326	6,585	100.0
	(75)	(7)	(23)	(20)	(125)	
[構成比]	43.5	8.1	13.1	35.3	100.0	

※()内は、18歳未満の者の内数

※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成(令和8(2026)年3月31日現在)



③ 愛の手帳所持者

愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が393人で全体の23.5%となっています。

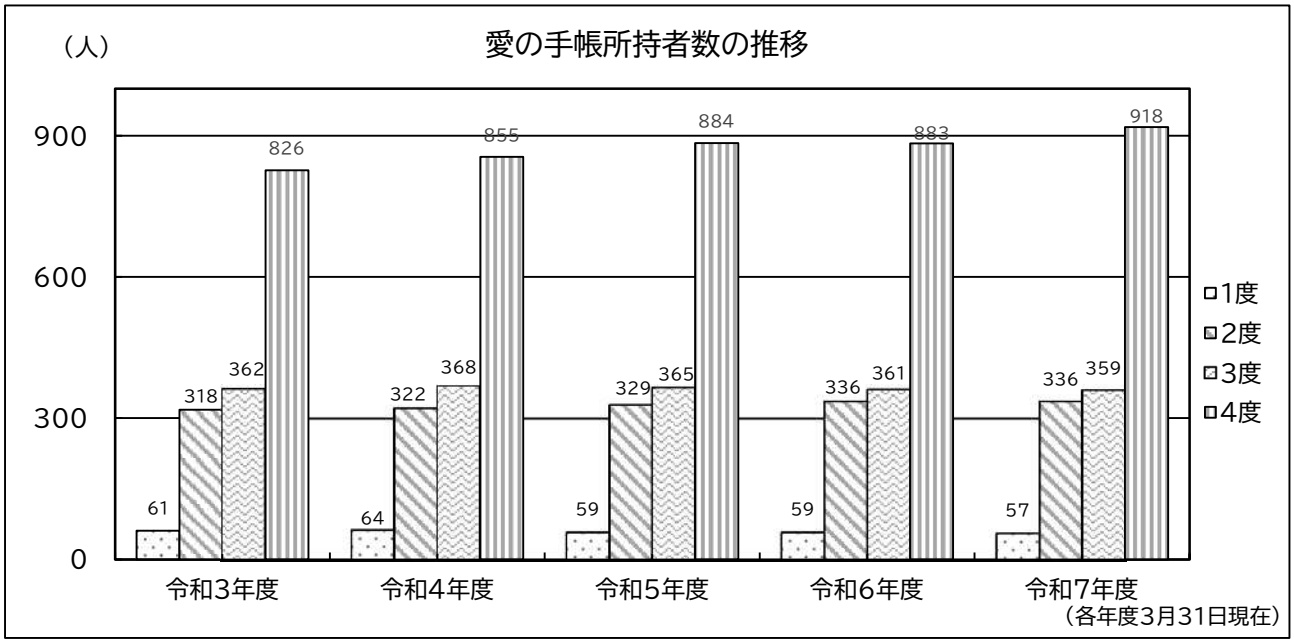
障がい程度において、令和3(2021)年度と令和7(2025)年度を比較すると、4度は826人から918人へ増加し、約1.1倍となっています。そのほか、1度、2度、3度はついては横ばい傾向となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	57	336	359	918	1,670
	(14)	(91)	(92)	(201)	(398)
[構成比]	3.4	20.1	21.5	55.0	100.0
	(3.5)	(22.9)	(23.1)	(50.5)	(100.0)

※()内は、18 歳未満の者の内数

※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成(令和8(2026)年3月31日現在)



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、3,416人となっており、内訳は、次表のとおりです。

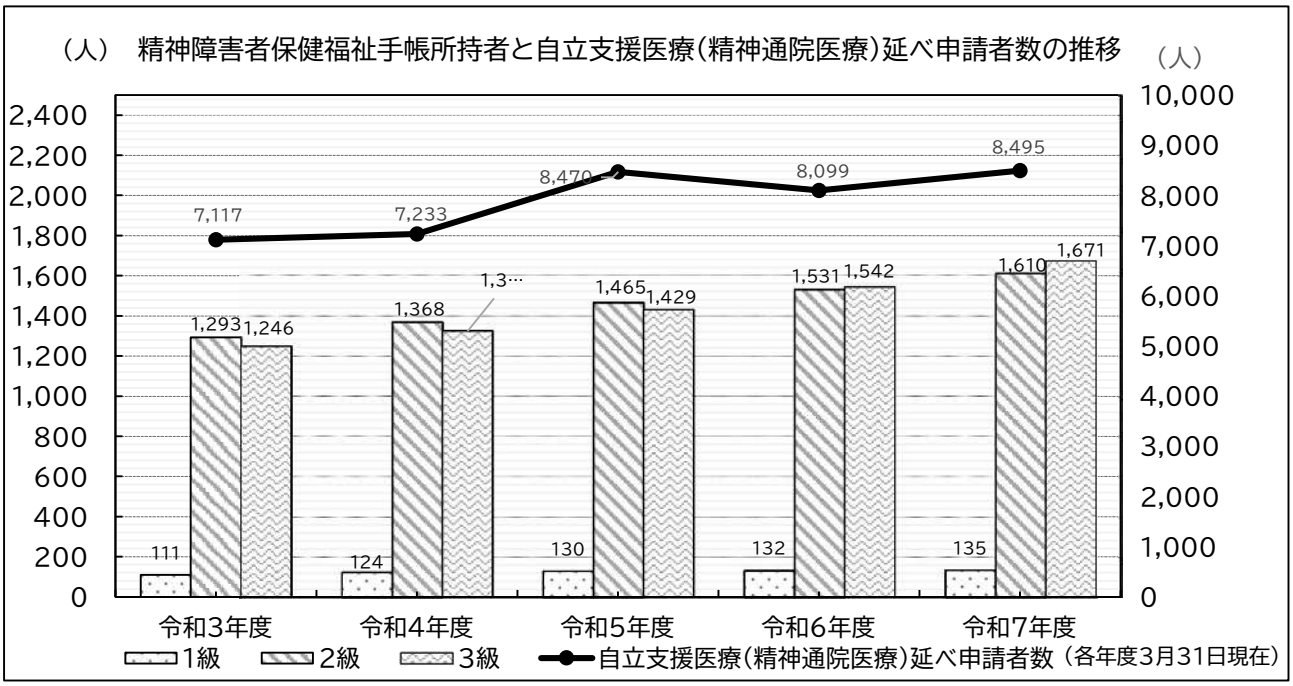
障がい程度において、令和3(2021)年度と令和7(2025)年度を比較すると、1級から3級まで年々増加傾向にあり、1級は111人から135人、2級は1,293人から1,610人3級は1,246人から1,671人へ増加し、全体として1.29倍程度増加となっています。

自立支援医療(精神通院医療)延べ申請者数の推移は、令和3(2021)年度と令和7(2025)年度を比較すると、7,117人から8,495人へ増加し、約1.2倍となっています。

（単位：人、％）

程度	1級	2級	3級	合計
人数	135	1,610	1,671	3,416
［構成比］	4.0	47.1	48.9	100.0

※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（令和8（2026）年3月31日現在）



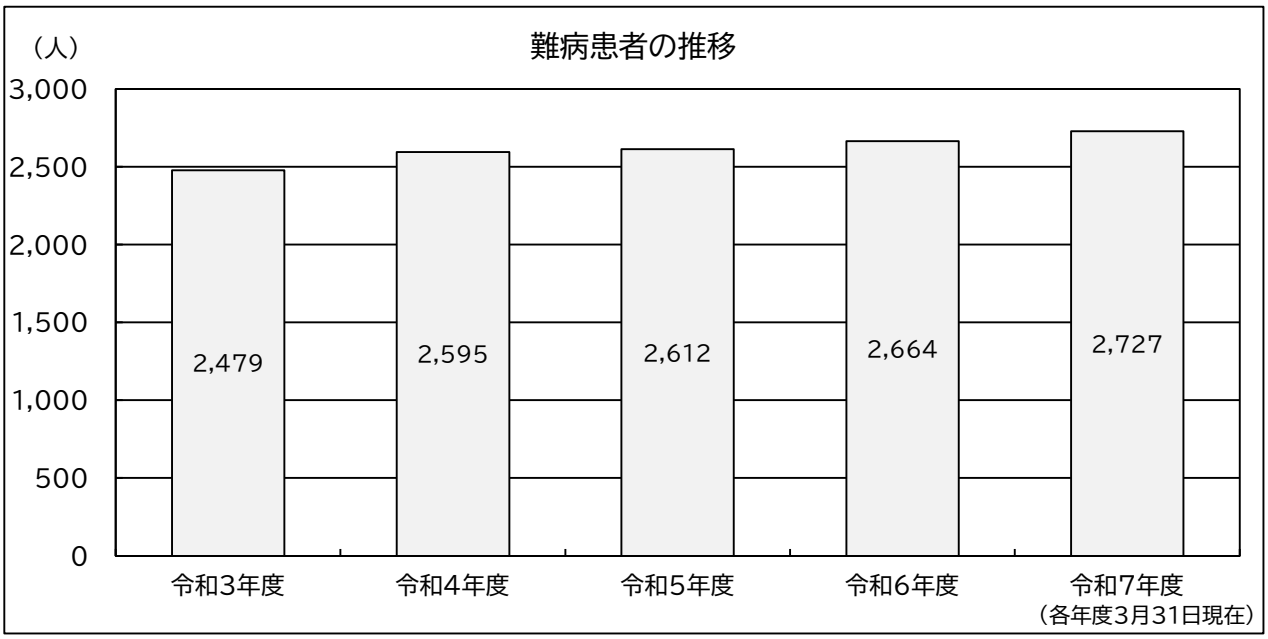
（3）難病患者

難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27（2015）年1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病となり、その後、平成29（2017）年4月から330疾病、平成30（2018）年4月から331疾病、令和元（2019）年7月から333疾病、令和3（2021）年11月からは現在の348疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、令和3（2021）年度と令和7（2025）年度を比較すると、2,479人から2,727人へ増加し、約1.1倍となっています。

（単位：人）

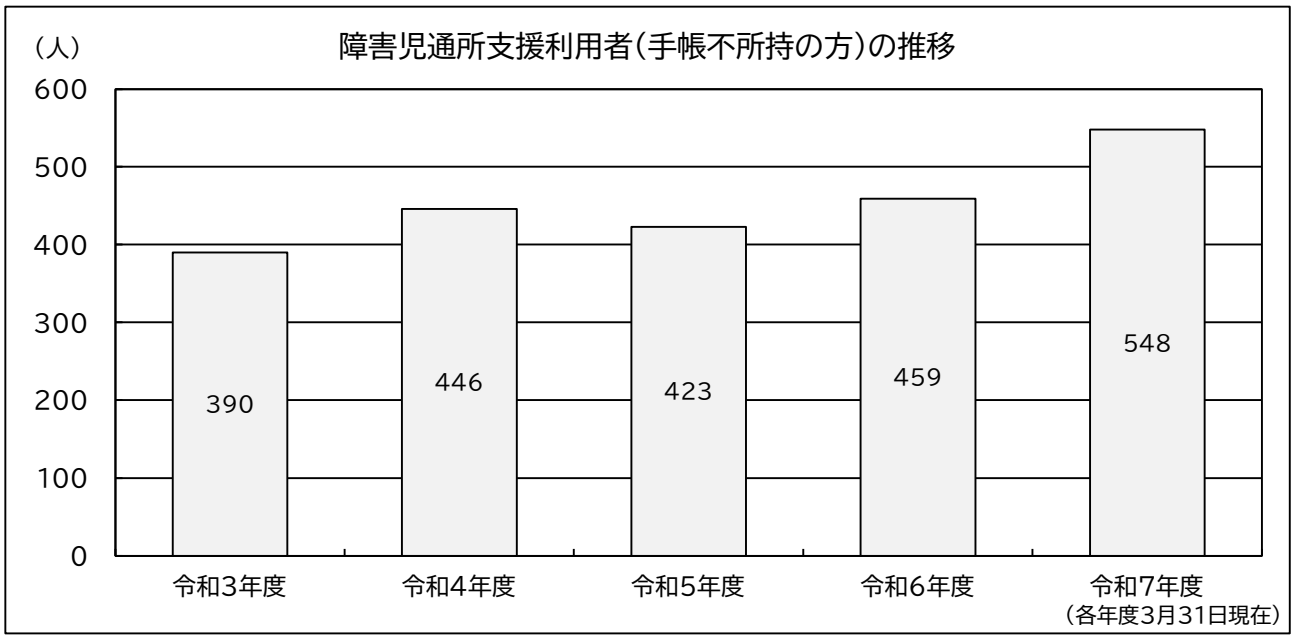
国指定（348疾病）	東京都指定（8疾病）	その他の難病※	合計
2,134	13	580	2,727

※「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等
荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（令和8（2026）年3月31日現在）



（４）障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）

障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）の推移は次表のとおりです。令和3（2021）年度と令和7（2025）年度を比較すると、390人から548人へ増加し、約1.4倍となっており、利用者は年々増加しています。



※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（令和8（2026）年3月31日現在）